

監事の意見書

農業災害補償法第40条第1項の規定により平成29年5月11日理事より提出された平成28年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びに不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

平成29年5月29日

京都府農業共済組合

代表監事 成 房 智 治

監 事 但 馬 正 一

監 事 一 瀬 泰 男